

【参考】

放送法(抜粋)

第一百十三条(重大事故の報告)

2 特定地上基幹放送事業者は、特定地上基幹放送局等設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

放送法施行規則(抜粋)

第二百二十四条(放送の停止等の報告)

法第一百十三条及び第二百二十二条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

第二百二十五条(報告を要する重大な事故)

4 コミュニティ放送に係る重大な事故は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

二 法第一百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの。